

(申請書は必ず本人が記入して下さい)

左
票

印

検 定 職 種	機 械 加 工		等級区分	1 級		受 番 号	※		
実技作業名	普通旋盤作業		※						
フリガナ	ケンテイ	タロウ	生 年 月 日	昭 平	10 年	4 月	2 日	男	
氏 名	(姓) 検 定	(名) 太郎	年齢及び性別	(満 27 年 0 月)					女
住 所	〒 851-2107 電話 (095) 〇〇〇 - △△△△ 携帯 (090) 〇〇〇〇 - ×××× 西彼杵郡時津町久留里郷〇〇-△ 久留里ハイツ202号 同居先 方								
受 検 資 格	学 歴	学 校 名	学 科 又 は 課 程	所 在 地		在 学 期 間		卒業、中退の別	
		〇〇高等学校	機械科	長崎市岩屋町〇〇-□		H26年 4月 ~ H29年 3月 (3 年 月)		卒業・見込・中退	
	訓 練 歴	訓 練 施 設 名	訓 練 科	所 在 地		訓 練 を 受 け た 期 間		修了・中退の別	
						年 月 ~ 年 月 (年 月)		修了・見込・中退	
	職 歴	事 業 所 名	地 位 職 名	所 在 地		在 職 期 間		職務内容	
	(現職) 株式会社△△	作業員	西彼杵郡時津町日並郷△△△-xx		H29年 4月 ~ R7年 4月 (8 年 月) 現在		部品製造		
						年 月 ~ 年 月 (年 月)			
						年 月 ~ 年 月 (年 月)			
					年 月 ~ 年 月 (年 月)				
技能検定合格状況 (既に合格している者のみ記入)		等級区分	検定職種		合格した年月日			受検資格判定	※
2		機械加工 (普通旋盤作業)		R1 年 10 月 4 日 第 19-2-006 42-0040 号					
免 除 の 資 格	試験、検定、免許等の名称			合格し、または免許を受けた年月日及び番号				免除資格	実技学科
	実技試験			年 月 日 第 号					
	学科試験			令和5年 9 月 29 日 第 長崎0100号				判定	科
学科合格(普通旋盤作業1級)									

(右票)

検 定 職 種		機 械 加 工	
実 技 作 業 名		普 通 旋 盤 作 業	
等 級 区 分		1 級	
受 検 番 号		※	
氏 名		ケンテイ (姓) 検 定	ダウロ (名) 太 郎
生 年 月 日		昭 和 10 年 4 月 2 日 (27才)	
住 所	〒 851-2107 西彼杵郡時津町久留里郷〇〇—△		
	久留里ハイツ20号		
	電話 (095) 〇〇〇 -△△△△ 携帯 (090) 〇〇〇〇—××××		
所 属 先	〒 851-2108 名称 株式会社△△ 製造部一課 住所 西彼杵郡時津町日並郷 △△△—××		
	電話 (095) ×××—〇〇〇〇		
受検資格判定	※	免除資格判定	実 技 学 科 ※ ※

窓口	
郵送	
現金	／
振込	／
	金 庫

写真

(3 cm×4 cm)
 申請前6月以内に撮影した正面顔半身像のものとすること

実技手数料	学科手数料
※	※
収 納 済 印	収 納 済 印
¥	円 ¥

(2・3級を受検される23歳未満の在職者の方は、上記に加え在職証明書等が必要です。)

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 記入には、インキ又はボールペンを用い、文字はかい書で、数字は算用数字を用いて、ていねいに書くこと。特に氏名は略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。
- 検定職種の欄には、受検を希望する検定職種名を記入すること。
- 実技作業名の欄には、実技試験の試験科目に選択制がとられている検定職種を受検しようとするときのみ、受検しようとする実技作業名を記入すること。(特級の受検者は記入の必要なし。)
- 生年月日、年齢及び性別の欄の性別は、該当するものを○で囲むこと。
- 現住所は郵便物が確実に届くようにアパート名、〇〇棟〇〇号室、〇〇方等ははっきりと記入すること。
- 学歴、訓練歴及び職歴の欄には、受検資格の基礎となるので、これらの経歴を最近のものから順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。
- 職歴の欄の職務内容の項には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。
- 技能検定合格状況の欄には、1・2・3級のいずれかの技能検定に合格し、それぞれ上級の技能検定を受検する者のみが記入するものとし、既に合格している等級、検定職種名及び合格年月日を記入すること。
- 試験の免除の欄には、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするとき、該当するものを○で囲み、試験の免除を受ける資格に係る試験、検定、免許等の名称及び合格し、又は免許等を受けた年月日を記入すること。この場合、免除を受ける資格があることを証する書面(コピーでも可)を添付すること。
- 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があること。

よくあるご質問（Q＆A）

◆受検手数料関係◆

Q1. 受検手数料は消費税の課税対象ですか。

☛A1. 受検手数料は非課税です。

Q2. 受検手数料の金額を誤って多く振込したのですが。

☛A2. 誤入金を確認後、当協会から返金先等についてご連絡させていただきます。
(原則振込手数料を差し引いた金額を銀行振込にて返金いたします。)

Q3. 試験日に都合が悪く受検できない場合、受検手数料の返還はできますか。

☛A3. いかなる理由があっても受検手数料の返還はできません。
ただし、申請受付期間中であれば対応が可能です。早急にご連絡下さい。

Q4. 数名分の受検手数料を一括で振込できますか。

☛A4. できます。その際は、内訳がわかる一覧表を振込票に添付してください。(P2 参照)

◆受検申請関係◆

Q1. 同時に2職種（作業）受検することはできますか？

☛A1. 原則1職種（1作業）での受検となりますが、学科・実技試験日が重複していなければ可能です。
事前に当協会へお問合せ下さい。

Q2. 一部合格通知書（実技・学科）を紛失したのですが免除にできますか。

☛A2. 試験免除は可能です。その場合、当協会でお調べしますので、事前にお電話下さい。
なお当県以外で合格されている場合は、ご自身で取得された県の協会へ問い合わせを行い合格番号、合格日を確認し、申請書に記載して下さい。

Q3. 受検申請後に試験免除があることが分かったのですが免除にできますか。

☛A3. 申請受付期間中であれば可能です。早急にご連絡下さい。受付期間をすぎた場合は免除できません。

Q4. 一部合格は何年有効ですか。

☛A4. 1・単一等・2・3級は有効期限がありませんが、特級は合格後5年間となっています。

Q5. 既に合格している作業（技能士）とは別の作業を受検する際、何か免除対象になりますか。

☛A5. 同一職種の作業に合格している場合は、別の作業の受検をするにあたって、同級および下位級の学科試験が免除されます。ただし、一部合格では免除になりません。

(例：防水施工 シーリング防水工事作業の1級技能士を取得されている場合、防水施工 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 1級もしくは2級を受検する際、学科免除となります。)

◆その他◆

Q1. 試験日に都合が悪いため別の日に変更はできますか。

☛A1. 試験日の変更は原則できません。その場合「欠席」扱いとなり、受検手数料も返還できません。

Q2. 合格証書を紛失したのですが、再発行はできますか。

☛A2. 合格証書の再発行は県が行いますので、長崎県雇用労働政策課（095-895-2717）までお問合せください。

Q3. 技能検定の合否及び得点を教えてもらうことはできますか。

☛A3. 合格発表日以降にご本人様からの問い合わせに限りお答えすることができます。
当協会へお電話ください。

Q4. 技能検定の合格ラインは何点ですか。

☛A4. 実技試験においては、100点満点中60点以上。
学科試験においては、特・1・2・単一等級は、50問中33問以上。3級は、30問中20問以上。

Q5. 受検票、試験問題が送られてこないのですが。

☛A5. 受検票、試験問題は受検申請時に選択していただいた、ご自宅もしくは所属先に、受取り確認ができる方法で送付しております。届いていない場合はご連絡ください。

Q6. 試験対策の講習会等を受講したいのですが実施していますか。

☛A6. 当協会主催で実施する講習会等はありません。業界団体等の主催で実施している場合がありますので、当協会にお問合せください。